放流水水質基準		環境基準		項目の説明
項目	博多湾水域*1	生活環境の保全に関する基準	人の健康の保護に関する基準	
pH	5.8～8.6	○		pH7は中性、7より大きい数値はアルカリ性、小さい数値は酸性を示す。 水の水素イオン濃度は水中の生物に影響を与える。 （魚に対する生育許容範囲は、pH6.5～8.6）
SS	40 mg/L	○		水に懸濁している不溶性の粒子状物質。（1μm～2mm）
COD	120 mg/L*2	○		有機物質による水質汚濁の指標項目。 河川はBOD、湖沼・海域はCODが指標。
BOD	15 mg/L	○		
ﾍｷｻﾝ抽出物質	5 or 30 mg/L*3	○		油の指標。魚介類の死滅などを引き起こす。
大腸菌群数	3000個/cm^3	○		排泄物による汚染の指標。
フェノール類	5 mg/L			微生物・植物・魚類などに毒性を示す。
銅	3 mg/L			
亜鉛	2 mg/L	○		
溶解性鉄	10 mg/L			溶存酸素の少ない水に含まれることが多い。
溶解性マンガン	10 mg/L			
全クロム	2 mg/L			クロム及びその化合物。（→関連：六価クロム）
全りん	3 mg/L	○		富栄養化の要因の一つ。多いと赤潮等が発生する。 湖沼・閉鎖性海域の富栄養化が問題になり、環境基準が設定された。
りん酸イオン態りん	－			
全窒素	60 (20) mg/L*4	○		
アンモニア性窒素	100 mg/L*5			
亜硝酸性窒素			○	
硝酸性窒素			○	
カドミウム	0.03 mg/L		○	人体に対する毒性が強い重金属。
鉛	0.1 mg/L		○	
六価クロム	0.5 mg/L		○	
ヒ素	0.1 mg/L		○	
全水銀	0.005 mg/L		○	
セレン	0.1 mg/L		○	
全シアン	1 mg/L		○	高等動物に対しても、微生物に対しても著しく強い急性毒性を示す。
PCB	0.003 mg/L		○	カネミ油症の原因物質。発癌性がある。
アルキル水銀	検出されないこと		○	水俣病の原因物質。
ふっ素化合物	15 (8) mg/L*6		○	温泉や海水中に多く含まれる。
ほう素	230 (10) mg/L*6		○	
ﾄﾘｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ	0.1 mg/L		○	揮発性の有機溶媒。 慢性的に摂取すると発癌性などのリスクが高くなる。
ﾃﾄﾗｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ	0.1 mg/L		○	
ｼﾞｸﾛﾛﾒﾀﾝ	0.2 mg/L		○	
四塩化炭素	0.02 mg/L		○	
1,2-ｼﾞｸﾛﾛｴﾀﾝ	0.04 mg/L		○	
1,1-ｼﾞｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ	1 mg/L		○	
ｼｽ-1,2-ｼﾞｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ	0.4 mg/L		○	
1,1,1-ﾄﾘｸﾛﾛｴﾀﾝ	3 mg/L		○	
1,1,2-ﾄﾘｸﾛﾛｴﾀﾝ	0.06 mg/L		○	
1,3-ｼﾞｸﾛﾛﾌﾟﾛﾍﾟﾝ	0.02 mg/L		○	
ﾍﾞﾝｾﾞﾝ	0.1 mg/L		○	
有機りん化合物	1 mg/L			農薬。急性毒性、慢性毒性が高い。
ﾁｳﾗﾑ	0.06 mg/L		○	
ｼﾏｼﾞﾝ	0.03 mg/L		○	
ﾁｵﾍﾞﾝｶﾙﾌﾞ	0.2 mg/L		○	
1,4-ｼﾞｵｷｻﾝ	0.5 mg/L		○	環境中で分解されにくい。

*1　放流水には、下水道法に基づく水質の技術上の基準並びに水質汚濁防止法に基づく一律及び上乗せ基準が適用されますが、本表にはそのうち厳しいほうの基準を記載しています。
*2　東部及び新西部水処理センターの放流水にはCODの排水基準は適用されません。
*3　n-ヘキサン抽出物(鉱油)　5 mg/L、n-ヘキサン抽出物(動植物油)　30 mg/L
*4　新西部水処理センターの放流水には( )内の基準が適用されます。
*5　窒素濃度として規制　(窒素)＝(アンモニア性窒素)×0.4＋(亜硝酸性窒素)＋(硝酸性窒素)
*6　東部及び新西部水処理センターの放流水には( )内の基準が適用されます。